

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		補装具費の支給
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 7 6 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の事項を勘案して支給を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費支給意見書による判断 ・ 身体障害者更生相談所の判定 ・ 委託業者からの見積額が適当かどうか <p>ただし、一部の種目については、申請書及び身体障害者手帳の診断書等により支給の決定を行う。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定平成18年10月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	判定を要さないもの 20日 判定を要するもの 30日 (判定日の日程調整期間を除く)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定平成18年10月1日最終改正
備 考		